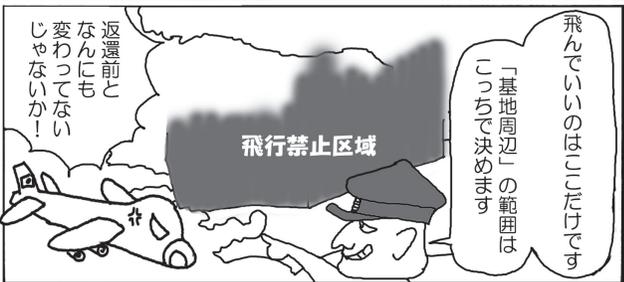


第一章 日本の空は、すべて米軍に支配されている



おかしい。

不思議だ。

どう考えても普通の国ではない。

みなさんは、ご自分が暮らす「戦後日本」という国について、そう思ったことはないでしょうか。

おそらくどんな人でも、一度はそう思ったことがあるはずです。アメリカ、中国に次ぐ世界第三位の経済大国であり、治安のよさや文化水準の高さなど、誇るべき点もたしかに多い私たちの国、日本。しかしその根っこには、どう隠そうとしても隠しきれない、とんでもない歪みが存在しています。

たとえば私が本を書くたびに触れている「よこた くのいき横田空域」の問題です。

次のページの図1のように、じつは日本の首都圏の上空は米軍に支配されていて、日本の航空機は米軍の許可がないとそこを飛ぶことができません。いちいち許可をとるわけにはいかないので、JALやANAの定期便はこの巨大な山脈のような空域を避けて、非常に不自然なルートを飛ぶことを強いられているのです。

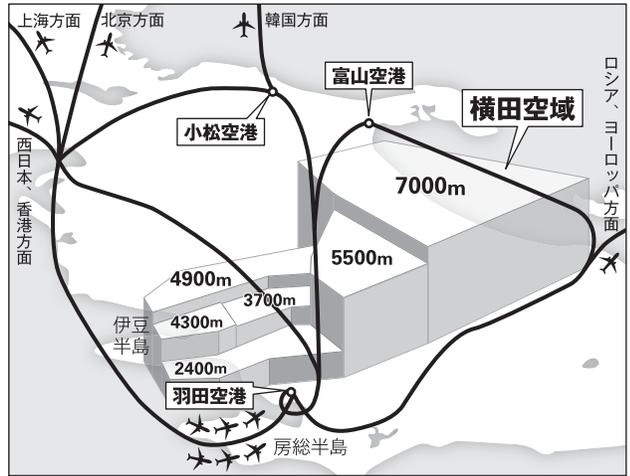


図1 首都圏の上空に広がる「横田空域」

図を見るとわかるように、とくに空域の南側は羽田空港や成田空港に着陸する航空機が密集し、非常に危険な状態になっています。

また緊急時、たとえば前方に落雷や雹ひょうの危険がある積乱雲があつて、そこを避けて飛びたいときでも、管制官から、「横田空域には入らず、そのまま飛べ」と指示されてしまう。

六年前に、はじめてこの問題を本で紹介したときは、信じてくれない人も多かったのですが、その後、新聞やテレビでも取り上げられるようになり、「横田空域」について知る人の数もかなり増えました。

それでもくどいようですが、私は今回もまた、この問題から話を始めることにします。

なぜならそれは、数十万人程度の人たちが知っていればそれでいい、という問題ではない。少なくとも数百万単位の日本人が、常識として知っていなければならぬことだと思ふからです。

エリート官僚もよくわかっていない「横田空域」

もちろんこの「横田空域」のような奇怪なものが存在するのは、世界を見まわしてみても日本だけです。

では、どうして日本だけがそんなことになっているのでしょうか。

私が七年前にこの事実を知ったときに驚いたのは、日本のエリート官僚と呼ばれる人たちがこの問題について、ほとんど何も知識を持っていないということでした。

まず、多くの官僚たちが「横田空域」の存在そのものを知らない。ごくまれに知っている人がいても、なぜそんなものが首都圏上空に存在するかについては、もちろんまったくわかっていない。

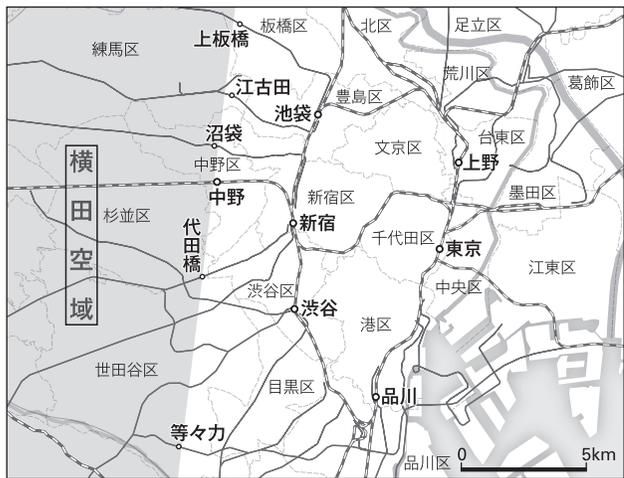


図2 東京都心部（23区内）の「横田空域」の境界線

これほど巨大な存在について、国家の中核にいる人たちが何も知らないのです。日本を普通の独立国と呼ぶことは、とてもできないでしょう。

「いつたい、いつからこんなものがあるのか」「いつたい、なぜ、こんなものがあるのか」

その答えを本当の意味で知るためには、この本を最後まで読んでいただく必要があります。じつは私自身、右のふたつの疑問について、歴史的背景も含めて完全に理解できたのは、わずか一年前のことなのです。

世田谷区、中野区、杉並区の上空も「横田空域」

まず、たしかな事実からご紹介しましょう。

横田空域は、東京都の西部（福生市ゆきさきほか）にある米軍・横田基地が管理する空域です。

もう一度、18ページの図1を見てください。

大きいですね。いちばん高いところで七〇〇〇メートル、まさにヒマラヤ山脈のよう

な巨大な米軍専用空域が、日本の空を東西まっぶたつに分断しているのです。

ここで「米軍基地は沖繩だけの問題でしよう?」と思っている首都圏のみならず、少し当事者意識をもっていただくため、横田空域の詳しい境界線を載せておきます(図2)。

東京の場合、横田空域の境界は駅でいうと、上板橋駅、江古田駅、沼袋駅、中野駅、代田橋駅、等々力駅のほぼ上空を南北に走っています。高級住宅地といわれる世田谷区、杉並区、練馬区、武蔵野市などは、ほぼ全域がこの横田空域内にあるのです。

この境界線の内側上空でなら、米軍は

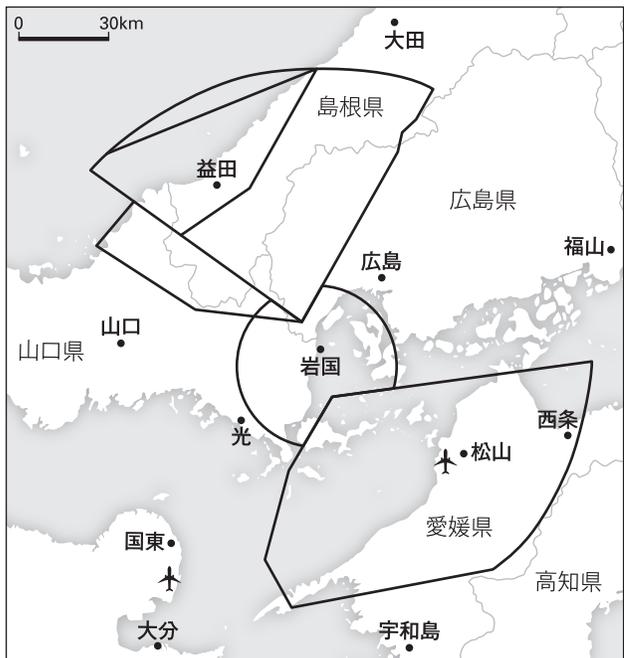


図3 「岩国空域」

いまでも中国・四国地方を 覆う岩国空域

こうした米軍が支配する空域の例は、日本国内にあとふたつあります。

中国・四国地方にある「岩国空域」と、二〇一〇年まで沖縄にあった「嘉手納空域」です。

上の図が、これまであまり取り上げられることのなかった「岩国空域」です。

「横田空域」と同じくこの「岩国空域」もまた、

どんな軍事演習をすることも可能ですし、日本政府からその許可を得る必要もありません。二〇二〇年（米会計年度）から横田基地に配備されることが決まっているオスプレイは、すでにこの空域内で頻繁に低空飛行訓練を行っているのです（富士演習場／厚木基地ルートなど／オスプレイの危険性については第二章で詳述します）。

むやみに驚かすつもりはありませんが、もしこの空域内でオスプレイが墜落して死者が出て、事故の原因が日本側に公表されることはありませんし、正当な補償がなされることもありません。

そのことは、いまから四〇年前（一九七七年九月二七日）に同じ横田空域内で起きた、横浜市緑区（現・青葉区）での米軍Fアントム機・墜落事件の例を見れば、明らかです。

このときは「死者二名、重軽傷者六名、家屋全焼一棟、損壊三棟」という事故だったにもかかわらず、パラシュートで脱出した米兵二名は、現場へ急行した自衛隊機によって厚木基地に運ばれ、その後、いつのまにかアメリカへ帰国。裁判で事故の調査報告書の公表を求めた被害者たちには、「日付も作成者の名前もない報告書の要旨」が示されただけでした。



広島ヘリポートに着陸するオバマ大統領を乗せた軍用ヘリ。手前で駐機しているのが、先導したオスプレイ（共同通信社）



原爆慰霊碑前でオバマ大統領が声明を述べている間もすぐ近くにあった「発射キット」（真ん中のカバン、読売新聞社）

山口県、愛媛県、広島県、島根県の四県にまたがり、日本海上空から四国上空までを覆う、巨大な米軍管理空域です。

この空域内の松山空港に向かう民間機は、米

軍・岩国基地の管制官の指示どおり飛ばなければなりませんし、空域のすぐ西側にある大分空港へ向かう民間機も、高度制限など大きな制約を受けています。

岩国空域に関して印象に残っているのは、二〇一六年にオバマ大統領（当時）が広島を訪問したときのワンシーンです。

アメリカ大統領による初めての「歴史的な」広島訪問に際して、オバマ大統領は中部国際空港から大統領専用機で米軍・岩国基地に移動したあと、この岩国空域を通って、海兵隊の軍用ヘリで原爆ドームへ向かったのです。

車で行けばわずか四〇キロ、たった一時間で行ける距離をわざわざ軍用機で、しかも四機のオスプレイに先導されるかたちで移動した。さらに同行する大統領付きの武官は「フットボール」と呼ばれる核兵器の「発射キット」を携行していました。

アメリカ大統領とは、すなわち核兵器を世界戦略の中心に据えた世界最強の米軍の最高司令官であり、彼は日本の上空を事実上自由に、自国の軍用機を引き連れて移動することができると皮肉にも、そうした歪んだ現実世界の姿をまざまざと見せつけた、ノーベル平和賞受賞大統領の広島訪問となりました。

巨大な空域に国内法の根拠はない

「横田空域」と「岩国空域」という、米軍が管理するこのふたつの巨大な空域に関して、私たち日本人が、もつとも注目すべきポイントがあります。

それは空域の大きさではありません。

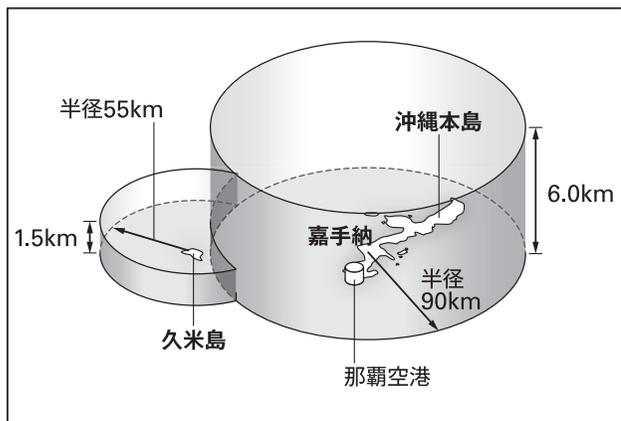


図4「嘉手納空域」 2010年までは、那覇空港周辺の半径5キロ、高さ600メートルの小さな円筒部分だけが、日本の管理空域だった

嘉手納空域と沖縄の現実

上の図を見て下さい。これが「嘉手納空域」です。

沖縄の友人たちには申し訳ないのですが、この図を見るといつも、「もう笑うしかないな」と思ってしまう。あまりにもあからさまな現実が、ここにはストレートに示されているからです。

そうです。嘉手納空域とはつまり、沖縄本島の上空はすべて米軍に支配されているという意味なのです。

一九七二年の本土復帰まで、沖縄の空が完全に米軍の支配下にあったことは、みなさんもよくご存じでしょう。ところが沖縄が本土へ復帰したあとも、その状態は変わ

私たちが本当に注目しなければならないのは、「この横田と岩国にある巨大な米軍の管理空域について、国内法の根拠はなにもない」という驚くべき事実なのです（「日米地位協定の考え方 増補版」）。

「自国の首都圏上空を含む巨大な空域が、外国軍に支配（管理）されていて、じつはそのことについての国内法の根拠が何もない」といったいなぜ、そんな状況が放置されているのでしょうか。

その謎を解く手がかりは、もうひとつの重要な米軍管理空域だった沖縄の「嘉手納空域」（二〇一〇年に日本側に「返還」）を見ればわかります。

ちなみに私はよく、

「どうして日本の高級官僚も知らない軍事的な情報を、お前のような一般人が知っているなどと主張できるのだ」

と言われることがあるのですが、その秘密は沖縄にあります。巨大な「日米安保村」である日本の本土から離れ、沖縄へわたると、まるで舞台のセットの裏側にまわりこんだように、物事の本質があっけないほど簡単に見えてくるのです。

らず継続した。それが「嘉手納空域」の本当の意味だったということが、この図を見れば一目でおわかりになると思います。そして、詳しくは後述しますが、この沖縄の姿はそのまま日本全体の姿でもあるわけです。

二〇一〇年に返還されたはずなのに

沖縄へ旅行したことがある人は、飛行機が那覇空港へ着陸していくとき、何十キロも手前からぐっと高度を下げ、かなりの時間、低空飛行することをよくご存じでしょう。

青い海と白い波しぶき、そしてエメラルド・グリーンのサンゴ礁……じつに素晴らしい眺めをじっくりと楽しむことができます。しかし、もちろんそれは乗客へのサービスのためにやっているわけではないのです。

なぜ私たち観光客が、そういった低空飛行をしなければならないのか。それは本土から那覇空港に着陸する民間航空機の航路が、嘉手納や普天間の米軍基地に離着陸する米軍機の航路と交差しているため、三〇キロ以上手前から、高度三〇〇メートル以下で飛ぶことを義務づけられているからなのです。

他の独立国ならありえない話なのですが、外国軍の軍用機が安全な角度で離着陸でき

るよう、自国の旅客機は非常に危険な低空飛行を強いられているのです。

でも、ヘンですよ。先ほどお話したとおり、じつは「嘉手納空域」は二〇一〇年三月に日本へ返還されたことになっているのです。それなのになぜ、いまだにそんな状態がつづいているのか。

そのカラクリを知られば、

「なぜ戦後七〇年経っても、首都圏上空に巨大な米軍管理空域（横田空域）があるのか」という謎の答えも、少しずつ見えてくることになるのです。

米軍が沖縄の空を支配し続けるカラクリ

次ページの図5を見てください。

これが沖縄の空を米軍が、嘉手納空域の「返還」後も支配し続けているカラクリです。

細かい検証はあとにして、まずはザックリと全体像をつかんでいただきます。

上の図が、一九七二年の本土復帰から二〇一〇年に「返還」されるまで沖縄に存在した、嘉手納空域の概念図です。27ページで見たように、占領時代と変わらず、島の上空

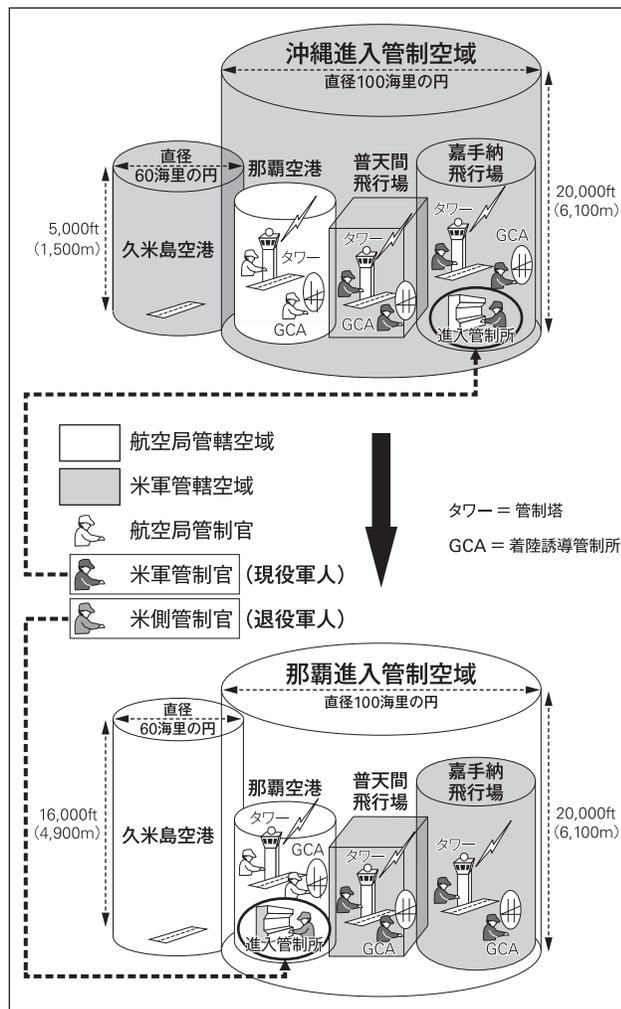


図5 「嘉手納空域」の移管（概念図） 国交省HPをもとに作成

がすべて米軍に支配されており（灰色の部分）、わずかに那覇空港の周辺（白色の部分）だけが、日本自身が管制業務をおこなうことが許されていきました。

それが二〇一〇年以降は右ページの下の図のように、空域全体が日本に「返還」され（白色の部分）、嘉手納基地と普天間基地の周辺以外の航空管制は、すべて日本側が那覇空港で行うことになりました。

ところがなぜか、米軍による空の支配は以前と変わらず続くことになったのです。

そのカラクリを見れば、本土の空で何が起きたかよくわかる。とりあえず、下の図の灰色の部分が、本土の「横田空域」や「岩国空域」にあたると思ってください。

新たな「米軍専用空域」が設定されていた

なぜ嘉手納空域が返還されたのに、沖縄の空はいまでも米軍に支配されているのか。

詳しくは吉田敏浩氏の『日米合同委員会』の研究（↓65ページ）を読んでいただきたいのですが、これは本当にバカみたいな話なのです。

というのも、せっかく二〇一〇年に嘉手納空域が返還されたにもかかわらず、そのウラ側で、返還の意味を完全に失わせてしまうような巨大な「米軍優先空域」が、ひそか

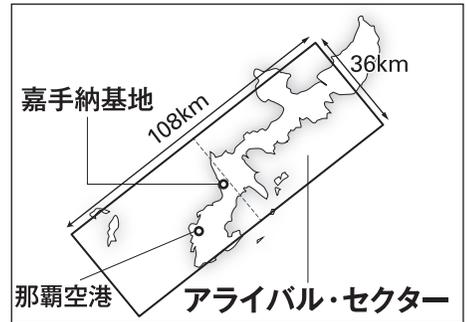


図6 沖縄本島周辺の「アライバル・セクター」

に設定されていたのです。

その名を「アライバル・セクター（着陸空域）」といいます。上の図を見てください。

ご覧のとおり、それは米軍・嘉手納基地を中心に、長さ一〇八キロ、幅三六キロ、高さ一二〇〇メートル（高度六〇〇メートルから一八〇〇メートルまで）の大きさをもつ巨大な米軍優先空域です。沖縄本島は長さが約一〇〇キロ、幅が最大約二八キロですから、この図を見てもわかるとおり、そのほとんどがすっぽりとこの空域に覆われてしまっています。

嘉手納基地や普天間基地へ着陸する米軍機の安全を確保するという口実で、これほど巨大な米軍専用空域が、嘉手納空域の返還と同時に新たに設定されていたのです。

思わず「バカにするな！」と叫びたくなるような話ですよ。これでは嘉手納空域の返還に、何の意味もありません。

私たち観光客が、いまだに那覇空港に到着するとき、危険な低空飛行をしなければならぬのも、沖縄本島およびその周辺の上空は、高度六〇〇メートル以上のほぼ全域が、この巨大な米軍優先空域になっているからだったのです。

ですから民間機はその下を、少し間隔をあけて高度三〇〇メートル以下で飛ばなければならぬことになっているのです。

それだけではありません。

30ページの図5にある、点線が指し示すふたつの楕円だえんの中を見てください。

日本側がすべての管制業務を行うはずだった那覇空港の管制所には、なんともいっても「米軍管制官（現役軍人）」ならぬ「米側管制官（退役軍人）」が常駐して、米軍機優先の大原則のもと、米軍機についての管制業務を以前と同じように行っているのです！

つまり、建前上は「巨大な空域を日本に返還した」というかたちをとりながら、米軍は以前と何も変わらず、沖縄の空を支配し続けているということなのです。

「その周辺」という言葉の意味を途方もなく拡大する

この沖縄の空をめぐるカラクリがわかれば、首都圏上空になぜ巨大な「横田空域」が

存在するかの答えも見えてきます。

歴史を振り返ると一九六〇年、現在の安倍首相の祖父である岸信介首相（当時）が、「占領の名残」をなくして「対等な日米関係」をつくるのだというスローガンのもと、日米安保条約を改定します。

じつはその前年まで、沖縄と同じく、日本の上空はすべて米軍によって支配されていたのです。

おそらくみなさんも、そのことはご存じなかったのではないのでしょうか。安保改定の前年といえば一九五九年ですので、占領が終わった一九五二年から、すでに七年が経っています。それなのにまだ日本はそんな状態にあったわけです。

もちろん、そのままでは「対等な日米関係」とは、とても言えません。

そこで二〇一〇年の沖縄での「嘉手納空域の返還」と同じように、一九五九年の本土でも、日本の空（＝航空管制権）はすべて日本へ返還するという、オモテの取り決めが結ばれることになりました。

ところがそのウラ側で、やはり沖縄と同じく、密約によって巨大な米軍優先空域が設定されてしまったのです。

その「手口」は次のようなものでした。

まず、本土上空の航空管制権はすべて日本に返還するが、ただし「米軍基地とその周辺は例外とする」という密約を結ぶ。さらに密室の協議によって、「その周辺」という言葉の意味を途方もなく拡大していく。その結果うまれたのが、これまで述べてきた巨大な横田空域であり、岩国空域なのです。

すべては第四章でご説明する「日米合同委員会」という密室で合意されたことですから、横田空域や岩国空域については、いまだに何の国内法の根拠もない。ただ占領時代から続く米軍支配の状態が、そのまま継続しているというわけです。

本土でもやはり、上空すべてが支配されている

それでは、横田空域や岩国空域以外の本土の空はどうなのでしょう。

すでに見た通り、沖縄では「嘉手納空域」が返還されたあとも、島の上空のほぼすべてに米軍の優先空域が新たに設定され、米軍機は自由に軍事演習を行っています。

一方、本土では、横田空域や岩国空域だけが米軍に支配されているのでしょうか。

いえ、そうではありません。私たちの眼には見えないだけで、本土でもやはり、上空

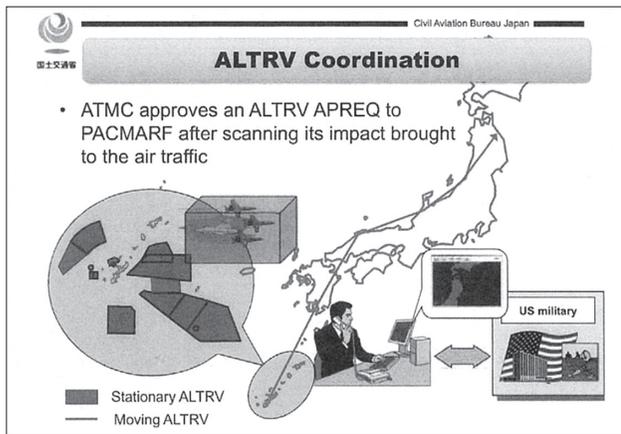


図8 日本列島を縦断する「移動型アルトラブ」 日本列島上の長い矢印が「移動型アルトラブ」のルート

いろいろな場所の上を飛んでいくわけですから、事実上、米軍機は日本の上空全体を自由に飛ぶことができるのです。そして訓練ルートについたら、そこで低空飛行訓練をする。

いったいなぜ、そんなことが可能なのか。その理由は、米軍は沖縄の上空に設定したような優先空域を、日本全土の上空にいつでもどこでも設定できる権利を持っているからなのです。

「まさか」と思われるかもしれませんが、これにも確かな根拠があるのです。

上の図を見てください。これは国土交通省航空局の資料（『Overview of ATM Center in Japan』二〇一一年）に収録されているイラスト



図7 米軍機の低空飛行訓練ルート

すべてが米軍に支配されているのです。

上の図を見てください。これは日本の上空にある米軍の「低空飛行訓練ルート」です。

二〇一一年には、この訓練ルート上で年間一五〇〇回以上の軍事演習が行われており、さらに翌二〇一二年からはこの回数に、普天間基地に配備されたオスプレイの訓練回数が加わっています。

しかも実際には、米軍機がこうした各地の訓練ルートにたどりつくまでには、日本中のいろ

トなのですが、そのなかで米軍が自分たちの軍事演習にあわせて、「移動型アルトラブ (Moving Altitude Reservation)」と呼ばれる、一定の幅と高度をもった立体的な「臨時専用空域」を、日本全土の上空に次々と設定している事実が示されています。

詳しくは『日米合同委員会』の研究』に譲りますが、そうした米軍の権利は、

「日本政府は、軍事演習をおこなう米軍機については、優先的に管制権をあたえる」

という、日本の国民は誰も知らない日米合同委員会での密約にもとづくものなのです (一九七五年五月八日)。

どんなに危険な飛行も「合法」

さて「横田空域」からスタートした、ここまでの話は、いかがだったでしょうか。

いままでこうした事実をまったくご存じなかった方は、「いったい日本の空はどうなっているんだ？」と少し混乱されたかもしれません。

けれども、ほんの少し視点を変えてみれば、こうしたさまざまな状況を、ものすごく

簡単に説明することもできるのです。

沖縄だけでなく、「日本の空」がすべて戦後七〇年以上経ったいまでも、完全に米軍に支配されているということは、じつは日本の法律の条文に、はっきり書かれている「事実」だからです。

左は一九五二年、占領終結と同時に、新たに制定された日本の国内法(航空法特例法)の条文です。そこにはまさに、身もフタもない真実が書かれています。

航空法特例法 第3項

「前項の航空機〔米軍機と国連軍機〕(略)については、航空法第6章の規定は(略)適用しない」

ここで重要なのは、右の条文で「適用しない」とされている「航空法第6章」とは、

航空機の安全な運行について定めた法律だということです。つまり、

「離着陸する場所」

「飛行禁止区域」

「最低高度」

「制限速度」

「飛行計画の通報と承認」

など、航空機が安全に運行するための43カ条(第57～99条)もの条文が、すべて米軍機には適用されないことになっているのです。

要するに、もともと米軍機は日本の上空において、どれだけ危険な飛行をしてもいい、それは合法だということなのです。

この条文のもとで米軍は、一九五二年に占領が終わったあとも変わらず日本の上空で、なんの制約も受けずに飛ぶ権利を持ち続けました。そして、それから六〇年以上たった現在に至るまで、この条文はひと文字も変更されていません。

そのことだけを見ても一九五二年の「独立」や、一九六〇年の「安保改定」が、いかに見せかけだけのものだったかがわかるのです。